

平成26年7月7日

練馬区長 前川 耀男 様

練馬区障害者地域自立支援協議会  
会長 高橋 紘士

### 練馬区障害者計画および第四期練馬区障害福祉計画に対する意見

障害者福祉の関連法令は平成17年10月の障害者自立支援法の成立以降、様々な改正・制定を重ねています。また、平成25年6月に成立した障害者差別解消法(平成28年4月施行)や平成26年1月の障害者権利条約の批准を踏まえ、法の趣旨を反映した計画の策定を進める必要があります。

第三期練馬区障害者地域自立支援協議会では、練馬区が重点的に検討すべき課題に基づき、障害者施策推進課および障害者地域生活支援センター毎に課題別専門部会を5つ設置し、議論を深めており、下記の内容は、各専門部会の意見から共通の課題を抽出したものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条において、障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならないと規定されていることにより、練馬区障害者地域自立支援協議会の意見として具申いたします。

### 記

- 1 障害者の自立を促し、自分らしく地域で生活するためには、障害者の自己決定を尊重し、意思決定のための支援を行うことが重要である。このため、障害当事者が自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供し、障害の特性に応じた適切な情報提供の充実を図る必要がある。
- 2 障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人権を尊重する共生社会の実現のためには、さまざまな地域活動等の機会を捉え、情報発信や啓発に積極的に取り組むことで障害理解を推進し、また障害当事者が多くの区民と顔を合わせて交流できる場を設けて、地域全体で障害者を支えるための理解者を増やしていく必要がある。
- 3 住み慣れた地域(練馬区)で将来にわたって暮らし続けていくために、障害者の地域

生活支援を、現在の生活だけでなく、障害者自身の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、また病院や施設から地域移行する人たちへの支援を含めて、進めていく必要がある。このため、介護保険制度や心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進め、福祉サービスの整備、グループホームの増設、公営住宅や民間賃貸住宅の活用等、住まいの選択肢拡充に向けた検討、将来の生活に向けた様々な体験の機会・場の提供を進めるなど、支援体制の充実を図る必要がある。

- 4 多くの障害者が家族と同居して暮らしている。また日常的な介護等の世話を家族が担っている場合が多い。このため、当事者支援の充実を図っていくことと合わせ、家族支援の取組が必要である。家族の負担軽減や相談支援の充実により、孤立化を防ぐことが、障害者支援につながっていく。

## 各専門部会の意見

### 1 権利擁護部会（障害者施策推進課）

関係機関の協力体制の強化をはじめとし、障害者虐待防止のネットワークを構築するための取組や障害者の自己決定支援のあり方等について、協議を行った。

#### (1) 虐待防止の体制づくりについて

家族および支援者による虐待のいずれも、兆候を見逃さず、早期の対応が重要。

家族による虐待防止には、家族への支援が重要である。例えば各ライフステージでの相談支援体制や、利用できるサービスの充実と周知があげられる。支援ニーズが生じやすい場面を検証してモデル化したり、障害者のしおり等を活用し、このようなサービスの利用によって生活が充実したという具体的な好事例を提示する。

施設などに対しては、積極的な施設開放、第三者評価の活用、研修等が虐待防止の対応策として考えられる。研修については、各事業所が定期的・主体的に行うことで、より意識を高めることが出来るのではないか。支援技術の向上により適切な対応をしていくことも重要である。

雇用者による虐待については、労働施策やハローワークとの連携、アフターケア対策の充実が必要。

何が虐待にあたるのか一般的に知られていないため、障害関連の窓口や学校等において、更なる広報活動が必要である。長期的な視点では地域の理解者を増やす取組が、地域による障害者、家族への支援につながる。弱い者いじめ、差別、偏見は形を変えて残っていることを意識して対応する必要がある。

#### (2) 地域の理解者を増やす取組

地域社会との交流の促進により相互理解を深めることができる。

障害者週間、フェスティバル、防災訓練、お祭り等を利用してキャンペーンを展開し、活躍する障害者、地域との具体的な交流等を紹介することで、障害者の権利を守ることの重要性を理解してもらいながら地域全体で取り組む流れが出来ると良い。普通学級の中で、障害のある子と一緒に生活する過程により、将来的に支援者となる可能性がある。そのため、幼児期からの教育・啓発活動の取組が重要である。

福祉施設等が地域理解促進のキーになる可能性が高いが、交番、警察等、社会資源に対する更なる理解促進や、コンビニエンスストアのセーフティステーションのよ

うな民間の取組など、様々な機関と連携して対応することが有効である。  
地域での集まりの場所をはじめ、当事者があらゆる場所に出ていくことが重要であり、その為にバリアフリー等ハード面の整備、ヘルパー施策の充実等ソフト面のサービスの充実が必要である。

(3) 自己決定の支援について

障害当事者、家族に対して、自己受容、自己理解を支援する取組を行い、自分自身を権利の主体者として意識できるような機会を提供する必要がある。

支援者に対して、障害者の権利への理解促進の為、自己決定、虐待防止、後見制度、障害特性に応じた情報提供の方法などを研修に盛り込み、内容を充実させることが重要である。当事者の意向を言葉だけでなくしぐさや素振りからも受け止めていく必要がある。支援における自己決定場面の具体例、場面の捉え方を支援者が学習する機会を設け、支援力を高めていく。

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の効果的な活用方法の PR が必要である。

(4) その他障害者施策全般について

差別解消法や権利条約の批准等、法制度の動きはあるが、現実にまだ差別は残っており、その事実を忘れずに対応していくことが必要である。

子供たちが障害者と一緒に生活して、差別偏見をなくし、地域で障害者を受け入れることで地域が豊かになる。教育に力を入れる施策が重要である。

現状では当事者が入院すると介助が受けられない。入院時でも必要な介助が受けられるような仕組みを検討すべきではないか。

## 2 高齢期支援部会（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）

障害者当事者および家族の高齢化に伴う課題の対応や、今後必要となる支援のあり方に関する協議を行った。

### (1) 当事者(本人)支援(福祉サービス・日中活動・住まい等)について

住まいの選択肢(家族同居、ひとり暮らし、グループホーム、その他)が少ない。

日中の居場所になる所(インフォーマル・フォーマル)が身近な地域にあると良い。

必要な情報を必要な人へ届ける工夫が必要。

サービス利用に踏み出せない人や、これからサービス利用が必要となってくる人に対して、価値観の変化を生み出すモデルケース作っていく。

つつじ荘やしらゆり荘の1枠を、福祉園利用者のような重度障害者の体験枠として活用できないか。

### (2) 家族支援について

家族向けの勉強会・講座があると、外に出るきっかけとなり孤立化を防ぐことにもつながるため、高齢者福祉と障害者福祉のサービス、介護保険に関する勉強会等の実施が望まれる。

高齢者にもわかりやすい周知(ポスティング)の工夫が必要である。

グループホーム・ケアホームの家賃を含めた生活費が高額(9万円程度)になり、手当や年金、作業所の工賃収入等ではまかないきれず、親の負担になる。

### (3) ネットワーク等について

見守りの強化(自治会等との連携)、顔の見える関係づくり等の基盤作りが必要。

地域ケア会議を開催し、専門家の考えが明確になるので、警察、消防、保健師、医師、ソーシャルワーカー、町会長等、広範囲にわたるネットワークが必要。

### (4) その他障害者施策全般について

相談支援事業の充実(基本相談、計画相談の充実、相談できる場所の増)

移動支援サービスの利用範囲の拡大(他サービスの利用時、就労、通学等)

グループホームの設置基準の柔軟な対応

支援者の人材育成

### 3 相談支援部会（練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター）

計画相談支援の課題の抽出と、相談支援のネットワークづくりおよび地域の相談支援事業者の育成支援について、協議を行った。

#### (1) 精神障害者の特性に応じた対応について

具体的な支援に繋がる前の相談段階において、信頼関係の構築にかなりの時間を要する。精神障害者のケースが確実に増加している中で、困難性が増している。

初めて会う人、知らない人に対する抵抗感が強く、相談支援事業所へつなぐことが難しい場合があり、セルフプランの対応が望ましいケースがある。

#### (2) フォーマル面における連携はとれているが、インフォーマルな面から情報収集をすることは困難である。また、インフォーマルな資源の活用という観点では、どのような資源があるか把握できておらず、活用に至らない。

#### (3) 計画相談により各関係機関における情報共有はしやすくなったが、まだ不十分である。

#### (4) 平成 26 年 3 月時点の実績では、練馬区の計画作成の進捗状況は 23 区においてトップではあるが、セルフプランの割合が高い。いかに相談支援事業所を増やしていくか、量と質の問題がある。

#### (5) その他障害者施策全般について

就労について、区内在勤の障害者は 16%。自宅から近場で通いやすい職場が最適な障害者が多いので、区内企業の障害理解の促進を図っていく必要がある。

居宅介護事業所におけるヘルパーの人材が不足している。人材確保が課題である。

一般区民に福祉避難所が周知されていない。障害者当事者・家族の避難訓練の参加率が低い。民生委員としては顔の見える関係づくりをしていきたい。

練馬区として、計画相談の現状を把握し、国等に報告をあげていくべきではないか。

#### 4 地域移行部会（練馬区立石神井障害者地域生活支援センター）

障害者の地域移行・地域生活の定着に向けて必要な支援体制等について、協議を行った。

##### (1) 地域生活する上で必要と思われる福祉サービスについて

障害が重い人でも利用できるグループホームや滞在型のグループホーム  
空き家や公営住宅を活用するなど、住居支援の対策を具体的に考える必要がある。  
不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き等の入居支援  
休息、家族調整などにフレキシブルに利用可能なショートステイ  
作業所の体験利用など、入院中から利用できる日中活動の場  
日常的な金銭管理をメインとした福祉サービス（日常生活自立支援事業では非該当）

##### (2) 緊急時の対応について（対応策・必要な資源等）

多面的なサポート、医療スタッフ等が自宅に訪問するアウトリーチ事業  
緊急コール等、24時間の対応と災害時の相談体制の整備  
日頃からの備えとともに支援者との関係維持が大切。キーマンの支援者の必要性

##### (3) 相談支援体制の充実と関係機関のネットワークについて

医療・福祉・保健・教育・雇用の連携  
地域での支援ネットワークづくりと退院に向けたネットワーク会議  
保健師や相談支援事業者へ病棟から本人の情報の丁寧な引き継ぎ  
家族との信頼関係の構築と相談支援体制の充実  
相談支援事業所の充実・拡大を図るために、報酬単価の増額が望ましい。また、事業所  
数を増やすだけでなく質と量の確保を図る。  
特定の相談支援事業所に集中しないように、ケースを分散して支援者のパワーバランス  
を図る。  
グループホームから一般住宅への入居を希望している障害者に対し、相談支援機関が24  
時間体制で相談・助言等、必要な調整を行う。

##### (4) その他障害者施策全般について

施設基準は、ハードとソフトそれぞれで利用者の特性や程度ごとに合せた基準の適用が  
必要。  
障害者差別解消法の制定や障害者権利条約の批准を受け、当事者を含む区民全体の議論

等を経て、練馬区においても障害者の権利に関する条例等を策定すべきである。

地域住民に対して、病気や障害への理解・啓発や困っている人がいたらどこにつなぐか等の情報提供が必要。

相談窓口の周知徹底や情報を伝える場の創設が必要。

人材の育成、福祉教育の推進。

気軽に集える場などの居場所づくり

## 5 発達障害支援部会（練馬区立大泉障害者地域生活支援センター）

発達障害を抱える方に対する支援等の現況を踏まえ、課題の抽出と必要とされる支援について、協議を行った。

### (1) 発達障害の当事者、家族が相談できる窓口について

#### 窓口に必要な機能

障害の範疇の幅が広く曖昧なこと、乳幼児期から成人期など様々なライフステージでニーズが発生することから、ライフステージの全ての期間に対応でき、家族を軸としたいいつでも相談できる環境作りを行うこと。

発達障害は、乳幼児期に育児困難感を生じること、学齢期への移行時に大きな不安や葛藤を抱えること、子どもの成長、また成人期にかけて、家族との関係性が悪循環となるパターンを持つこと等が多いため、本人支援だけではなく家族支援の機能や、適切な情報提供ができる機能を持つこと。

早期発見、早期療育の効果が高いため、家族の相談を受ける窓口は成人の相談機関の一次受付窓口を含めて、出来るだけ多く設置すること。

保健相談所に来所する発達障害者は二次障害を発症した人が中心であり、社会参加への道筋を見出せなければ引きこもりになってしまう現状がある。二次障害を発症する前に相談できる場であること。

#### 具体的な方法案

発達障害に関する連絡会の設置

練馬区の担当窓口の整理

既存の機関に発達障害の相談を受けられる専門的な職員を配置する、または職員の専門性の向上を図る。

乳幼児期、学齢期、成人期の相談窓口を区内に周知する。

### (2) 発達障害の家族支援について

成人期、青年期の発達障害の家族支援プログラム（SST、講習会）の実施。

家族同士の発達障害に関する情報交換の場が必要である。

### (3) 発達障害を支援する場の設置について

障害像の輪郭が曖昧であり、発達障害と気付かずに苦労して社会に適応している人が多いことや手帳を取得していない人が多いこと等から、福祉サービスに繋がって

いない人や成人期に不適應状態となる人が多いが、発達障害がわかってから立て直しをする場がない。

ソーシャルスキルトレーニングが有効的であるが、発達障害を対象として実施している医療機関は非常に少ないため、まずはその手法の紹介が必要である。

自らの障害の言語化と共感が非常に有効と思われる。区立施設や作業所等の場の提供により、ピア（グループ）が出向き、グループワークを行う等のセルフヘルプ活動の側面的支援が行えないか。また、専門的な人材の配置についても検討が必要である。

#### 求められる機能等

各ライフステージで、環境の調整を行う役割の支援者が必要

承認される環境や自己理解ができる場、自己承認できる場

本人が抱える対人関係の課題について再学習できる場

障害手帳有無、種別の枠組みを超えた居場所の設定

就労への移行や実習の場、就労中に課題が生じた場合の再学習の場

発達障害に対応できる医療機関が増えること。

発達障害の支援を組み立てる際にはアセスメントを必要とするため、アセスメントが実施できる、またはアセスメントできる機関に繋がれること。

成人期のニーズを解決できる立て直しのプログラム（SST等）の実施

#### (4) 発達障害関連サービスの情報提供について

手帳を取得していない発達障害者が多く、対応できる福祉サービスがほとんどないため、「障害者福祉のしおり」のような網羅的な一覧表からは情報を得にくい。

区のホームページで、子育て支援の分野にあるように、「発達障害」で検索するとNPO団体やボランティア等にリンクするような仕組みがほしい。

発達障害のプラスイメージを持てることも一つの目的として、サービス利用等による、現在や将来の生活像が見えるようなモデルが提示できるようなものがほしい。

#### (5) 各支援機関や地域の発達障害への理解促進について

各支援機関が発達障害への対応を十分に行えず試行錯誤している。通所支援等の新たな機関を整備する以前に、既存の支援機関全体の理解促進を図り、適切な対応ができる窓口を広げていく必要がある。

## 理解促進に関する具体的な内容

発達障害の特徴と支援手法の周知（ライフステージの中での発達障害による課題発生のイメージを含む。）

ネットワークによる支援手法や中心となる機関の役割像を明確にする。

プラスのイメージにつながるモデルプロセス作り（地域での理解促進）

### (6) その他

手帳を取得していない発達障害者が多く、潜在的な数が把握できないため、必要な支援環境作りが進まない要因でもある。発達障害者数とニーズを把握する必要がある。

自立支援医療受給者統計の中に広汎性発達障害の分類項目があるため、二次障害を発症している発達障害者数は把握できる。

保健相談所のアウトリーチ事業等の対象者に発達障害が多く含まれている。

若者サポートステーションにも、発達の課題からくる就職等のつまづきにより事業を利用する方もいる。